

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正案についての
意見・情報の募集について

令和2年11月11日
農林水産省消費・安全局

この度、「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」の一部改正案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

現在、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第5条第1項の規定に基づき、愛玩動物用飼料の砒素の成分規格の改正について検討しているところです。

つきましては、この改正案について意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 愛玩動物用飼料対策班 宛

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-3502-8275

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

提出に当たっては、「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正についての御意見・情報の募集」の文字を、郵送の場合には封筒表面に朱書きで、ファクシミリの場合は件名として記載いただきますようお願いいたします。電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

また、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和2年11月11日～令和2年12月16日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・ 改正の概要
- ・ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
- ・ 愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令
- ・ 愛玩動物用飼料の基準・規格 改正案
- ・ 農業資材審議会資料分科会及び中央環境審議会動物愛護部会ペットフード小委員会第6回合同会合議事概要等